



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年7月19日金曜日 第527号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則.....（市町振興課）..... 1

規 則

○愛媛県規則第36号

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年7月19日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年愛媛県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例別表第1の規則で定める事務）</p> <p>第5条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う<u>進学・就職準備給付金</u>の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(8)～(10) 省略</p> <p>（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）</p> <p>第13条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>ア 省略</p> <p>イ アに規定する同一の世帯に属する者に係る生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の規定による保護の開始若しくは同条第9項において準用する同条第1項の規定による保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更若しくは同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）、同法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第55条の5第1項の規定による<u>進学・就職準備給付金</u>の支給に関する情報</p> <p>ウ～ケ 省略</p> <p>(2)～(6) 省略</p>	<p>（条例別表第1の規則で定める事務）</p> <p>第5条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う<u>進学準備給付金</u>の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(8)～(10) 省略</p> <p>（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）</p> <p>第13条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>ア 省略</p> <p>イ アに規定する同一の世帯に属する者に係る生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の規定による保護の開始若しくは同条第9項において準用する同条第1項の規定による保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更若しくは同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）、同法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第55条の5第1項の規定による<u>進学準備給付金</u>の支給に関する情報</p> <p>ウ～ケ 省略</p> <p>(2)～(6) 省略</p>

第15条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)・(2) 省略

(3) 法第19条第8号の規定により生活保護法第55条の5第1項の進学・就職準備給付金の支給に関する情報の提供を受ける事務
当該事務の対象である外国人又は当該事務の対象である者と同一の世帯に属する外国人に係る同項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給に関する情報

第15条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)・(2) 省略

(3) 法第19条第8号の規定により生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報の提供を受ける事務
当該事務の対象である外国人又は当該事務の対象である者と同一の世帯に属する外国人に係る同項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給に関する情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。